

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(休学及び退学)						(休学及び退学)					
第16条 略						第16条 略					
2 略						2 略					
3 <u>休学の期間は、通算して3年以内とする。</u>											
(除籍)						(除籍)					
第18条 校長は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。						第18条 校長は、生徒が <u>身体に障害を生ずる等により、成業の見込みがないと認められる</u> ときは、除籍をすることができる。					
(1) <u>休学の期間が経過しても復学できないとき。</u>											
(2) <u>入学した日から6年（休学の期間を除く。）を経過したとき。</u>											
(3) <u>身体に障害を生ずる等により、成業の見込みがないと認められるとき。</u>											
別表（第6条、第9条関係）						別表（第6条関係）					
教育内容	授業科目	総単 位数	学年別単位数			教育内容	授業科目	総単 位数	学年別単位数		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年				第1 学年	第2 学年	第3 学年
略						略					
歯科保健指導 論	保健指導学	<u>7</u>	4	<u>2</u>	1	歯科保健指導 論	保健指導学	<u>6</u>	4	<u>1</u>	1
	略						略				
歯科診療補助 論	歯科診療補助 論	<u>16</u>	5	<u>11</u>		歯科診療補助 論	歯科診療補助 論	<u>15</u>	5	<u>10</u>	
略						略					
合 計		<u>121</u>	55	<u>45</u>	21	合 計		<u>119</u>	55	<u>43</u>	21

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に鳥取県立歯科衛生専門学校の第3学年に進級した者に係る授業科目の単位数及び卒業に

については、なお従前の例による。